

役員報酬等規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人山形県生涯学習文化財団の理事長及び常勤の理事の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事長及び常勤の理事には、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は、別表のとおりとする。

(手 当)

第3条 常勤の理事には、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、別表に定める期末手当の基礎額に支給率を乗じて得た額（円未満切捨）とする。

(支給方法等)

第4条 年額で報酬が定められている者が、年度中途において就任した場合はその月から、退任又は死亡した場合はその月までの報酬を月割により算出して得た額を支給する。

2 年額で定められている報酬は、会計年度の末月に全額を支給する。ただし、当該報酬額を月割により算出して得た額を基準として分割払いとすることができる。

第5条 この規程に定めるものを除くほか、報酬及び期末手当の支給に関する事項については、職員給与規程の例による。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年3月20日から施行し、第3条第2項ただし書きの規定については、平成2年4月1日から、また別表については、平成2年12月1日から、それぞれ適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

ただし、第2にかかるとの変更規定は、主務官庁による寄附行為の許可のあった日から施行する。

(平成4年3月31日)

附 則

この規程は、主務官庁による寄附行為の許可のあった日から施行する。(平成5年4月26日)

附 則

この規程は、平成5年12月17日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年12月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、主務官庁による寄附行為の認可のあった日以後、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定にかかわらず、平成15年3月31日以前に就任している常勤の理事には、従前の例により手当を支給する。
- 3 改正後の規程にかかわらず、平成15年3月31日以前に就任している常勤の理事には、退職手当を支給する。この場合における退職手当の額は、退職した日の属する月の報酬月額に勤務月数（常勤の理事となった日の属する月から平成15年3月31日までに勤務した月数をいう。）を乗じて得た額に100分の20の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 9 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

役員区分	報酬	期末手当		
		基礎額	支給率	
			6月	12月
理事長	年額 400,000 円			
常勤理事	月額 500,000 円以内で理事長が定める額	報酬月額×1.45	0.95	1.10